

【短報】写真貸出業務と整理作業の現状と課題

早瀬 千明¹⁾

Brief report:
The present condition and the subject of the photograph lending operations and arrangement works

Chiaki HAYASE¹⁾

はじめに

博物館班では、県民の財産である収蔵資料の普及的活用の一環として、写真画像等の貸出を行っている。最近では、ネット上で多くの著作権フリーの画像を入手できるようになり、写真もデジタルデータでやり取りするようになったので、利用者からは手続きの簡便化や迅速化が求められるようになってきている。ここでは、現在行っている収蔵資料の写真貸出業務についての現状を確認し、今後の利用者サービスの向上に向けて課題を整理してみたい。

貸出業務の現状

博物館班の写真画像等の貸出業務は「沖縄県立博物館保管資料の利用に関する取扱要領」(平成14年3月14日、沖縄県教育委員会教育長決裁)(以下、取扱要領と記す)に基づいて執り行っている。写真画像等に限らず、収蔵資料の利用については、「教育・学術・文化等に関わる事業、学術研究の推進並びに文化の向上に資する事業、又は館長が特に必要と認められた場合において資料の利用を許可することができる」と規定されている。資料利用に関しての許可・不許可の判断は、基本的に商業ベースかどうかは判断の基準には入っておらず、その利用目的が博物館資料の活用として、教育的、学術的、文化的向上に役立つものかどうか判断の基準となっている。

2007年11月の新館オープンから現在(2014年1月末)までの画像資料の利用件数は1,046件となっている。

平均すると、年間167件の利用申請が行われていることになる。新館オープンの初年度は博物館・美術館外観や展示風景に関する利用申請も受け付けていたが、2008年度からは博物館常設展示、及び屋外展示、建物外観やエントランス風景などは、指定管理業務の委託を請け負う文化の杜共同企業体(以下、文化の杜と記す)のほうで取り扱うようになった。

【貸出件数】

2007年度 (11月～2008年3月)	81件
2008年度	129件
2009年度	161件
2010年度	188件
2011年度	194件
2012年度	163件
2013年度 (4月～2014年1月)	130件
合計	1,046件

貸出資料の中で、利用頻度の多い資料の主なものは、歴史資料では、旧首里城正殿鐘(万国津梁の鐘)、琉球国図、琉球国総絵図(間切集成図)、進貢船模型、間得大君御殿雲龍黄金簪などがあげられる。美術工芸品では、首里那覇港図屏風、江戸上り行列図、冊封使行列図、進貢船図、舞楽図、琉球人坐楽并躍之図などの絵画資料の利用が多い。紅型や染織品も申請は多いが、一定の資料ではなく、その都度指定される資料が異なる傾向があり、どの資料の利用度が高いとはいえない。また、人類では、港川人3号・

1) 沖縄県立博物館・美術館 〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち3-1-1.

Okinawa Prefectural Museum and Art Museum, Omoromachi 3-1-1, Naha City, Okinawa Prefecture 900-0006, Japan

4号人骨、及び復元模型は毎年一定数の利用があがっている。考古では、線刻石版が人気である。

利用目的としては、印刷物（出版物、展示会チラシ・ポスター、新聞、雑誌、教科書など）の利用が62%で圧倒的に多く、テレビ・映像（DVD・CD）が23%、その他（展示会パネル、HP、研修、研究目的など）が15%となっている。

貸出業務の課題

1 写真整理作業

2009年度～2011年度までの3年間、緊急雇用整理作業員を動員して、旧博物館時代に収集した写真の整理作業を行った。写真は収蔵品の4×5、6×7フィルムをはじめ、学芸員の調査スライド、プリント写真、戦前戦後に撮影された沖縄関連収集写真などが様々な形体で保管されているため、正確な収蔵点数もわからないまま整理作業が始まった。3年間の整理作業で、約54,000点のデジタル化が進められ、写真貸出業務もデジタル画像でのやり取りが可能になった。

この整理作業を行ったことによって、あらたに顕在化した問題は、全ての収蔵品の写真が撮影されているわけではなく、また過去に撮影された資料においてもフィルムの劣化や破損によって使用不可能になっているものも多数あること。さらに、一定条件での撮影ではないので、安定した画像データにはならないことがあげられる。3カ年の整理作業でも全ての写真整理が完了しておらず、約5万点の写真が未整理であるということも課題の一つである。

2 収蔵品検索データベース

2012年度から当館 HP 上で、収蔵品検索が可能になった。データベースの公開以前は、過去の図録などから資料写真を特定するしかなかったが、データベース公開以後は博物館収蔵品の特定が容易になった。ただし、データベース上で公開している画像は、あくまでも資料整理作業用のものである。研究や閲覧目的での収蔵品検索には充分の画像であるが、印刷物や映像への提供には不向きなデータサイズになっている。

しかし、公開以後はデータベース上の画像を参考にした画像データの借用申請が増えている。

これから申請が増加する可能性の高い資料については、優先的に撮影を行っているが、資料点数が多すぎて絶対的に間に合わないのが現状である。貸出用の画像がない収蔵資料について、資料の保存状態が許される範囲で、申請者で撮影を行ってもらい、その画像を提供してもらっている。

3 資料利用申請書の様式について

当館収蔵品の写真画像の利用は、上記の取扱要領に基づいた様式で申請手続きを行っている。写真画像の貸出利用者には、一度電話などで問い合わせいただいた上で、利用規程に合致する申請者にのみ、ファックスかメールで様式を送付する方法を取っている。

【資料利用申請書】

第2号様式（第4条関係）

資料利用申請書
(写真撮影、原板・印画の借用)

年 月 日

沖縄県立博物館・美術館長 殿

申請者 代表者名: _____ 印
(担当者名: _____)
団体名: _____
住 所: 〒 _____

TEL: _____ FAX: _____
E-mail: _____

下記より資料の写真撮影、原板・印画の利用を許可下さるようお願いします。

記

利用区分	1写真原板(デジタルデータ)	2撮影	3掲載	※○で囲む
希望日時・期間	年 月 日 ~ 月 日	時 ~ 時		
目 的	書 画	名 称	部 数	制作予定日
	出版			備 考
	映 画			
	テレビ			
	DVD			
C D				
その他				
	資 料 名	数 量	住 様	備 考
1.				
2.				
3.				
4.				

※留意事項
 ①当館学芸員の指示に従い、館員の勤務時間内に行うこと。
 ②資料の利用に当たっては、必要に応じて「沖縄県立博物館・美術館所蔵」と明記すること。
 ③資料の紛失あるいは損傷を考えた場合は、修理、製作等に係る実費を負担すること。
 ④資料のうち、当館以外に所有権者がいる場合は、当該者の同意書を送付すること。
 ⑤申請の際には、返信用封筒(切手貼付)を添えること。
 ⑥撮影は原則として休館日の午後に行うこと。
 ⑦制作された写真テープやビデオ、CD 等を当館に無償で1部(1点)納付すること。納付された制作物は当館が展示等で自由に使うことができる。
 ⑧写真原板の貸出期間は3週間以内とする。
 ⑨資料利用によって制作されたものは、登録商標化により独占しないものとし、所有権を侵害しないものとする。
 前項に違反した行為があったときは、この許可を取り消すことがある。

現在、HPに申請書の様式を公開していない理由は、収蔵品の画像データが未完成で、申請があっても資料画像の提供ができない場合があることや、利用目的によっては許可できない申請もあること。また、利用規程を守らない申請者もあることなどから、事前に申請者や目的、内容を確認することにし

ているためである。

ちなみに、取扱要領で規定する許可できない事由とは、以下のとおりである。

- (1) 資料の保存に悪影響が生じると認められる場合。
- (2) 好ましくない用途に供されると認められる場合。
- (3) 館の事務処理に支障が生じると認められる場合。
- (4) 資料のうち、ほかに権利を有する者があるものについて、事前に書面による同意を得ていない場合。
- (5) 過去に目的外使用の事実又は許可条件に違反する事実があると認められる場合。
- (6) その他、許可することが適当でないと認められる場合。

まれにはあるが、上記の理由で貸出をお断りする場合もある。

申請書の下段には、申請に係る留意事項を記載しており、その項目に違反する行為があれば、許可を取り消すこともあることを明記しており、事業完了後の報告義務についても記載している。

ただし、現在の資料利用申請書の様式は、デジタル画像での貸出形体やネットワーク上での使用を考慮した内容にはなっておらず、利用目的も多様化していることなど、現状と合わない部分もあり、申請者の使用目的と当館が求める事業完了後の報告義務が合致していないケースも発生している。

例えば、事業完了後に印刷物やCD、DVDなどの成果品の納品を義務づけているが、HPや電子書籍などでの使用の場合には、成果品に形がないため、納品物がなく、使用内容を確認することができないといったことがあげられる。

4 ネットワーク上での利用

2007年11月から現在までの利用統計では、HPなどのネットワーク上での使用は15%とまだまだ低い数値である。しかし、ネットワーク上での公開は沢山の人の目にとまる効果はあるものの、画像の複製など無制限に増幅する傾向もある。近年、一度出版した書籍の電子書籍版での再発行のための申請なども増えている。

現状の取扱要領では、HPや電子書籍版を念頭に置いた規定は設けられていないので、申請時にコピーガードや画像解像度を低くするなどの処置を施しているかどうかの確認を行うことにしている。

また、印刷物やテレビ・映画などは公開時期、あるいは製作時期が決まっているが、HPでの画像公開は半永久的に公開され続けることになり、当館が許可したものでどうか確認ができなくなる恐れもある。

そのため、取扱要領には規定されていないが、他館でのコンテンツ制作、HP等、1年を越えて使用する画像については、許可書とは別の利用規程を設ける必要がある。

現状では、毎年申請手続きを行う方法と、最初に覚書などを取り交わしておく方法を採用している。いずれはネット上での使用も含めた取扱規定を用意する必要があるだろうと考えている。

5 利用料金規定

博物館・美術館の取扱要領では、写真画像の貸出にあたっての料金規定が定められていない。手続き業務に伴う郵送料やCD代金の申請者負担を義務づけているだけで、基本的には無料で画像提供を行っている。本来は当館の収蔵品の普及的目的から写真画像の提供を無料で行っているのであって、一企業の利益になってはならないと考えている。

先に記載した通り、当館の外観や常設展示風景については、文化の杜が画像提供を行っている。

当館の宣伝PRになる場合を除いて、他の企業が商用、企業PR等に当館の写真を使用する場合には一律2万円（税抜き）の料金規定を設けている。

終わりに

博物館の業務は、展示公開活動、教育普及活動、調査研究活動の3つの業務に分けられる。

博物館が保管している写真資料には、旧博物館時代に行われた調査研究活動、及び展示会に伴って撮影された写真、または教育普及活動で行われたワークショップや文化講座に関する写真など博物館の歴史が詰まっている。とても重要な記録である。早急に写真整理を完了し、多くの人々が利用できるデータベースとして、公開する必要があり、整理作業の人

的な面において、予算の確保が課題である。

その一方で、画像資料の活用には一定の制限を設けるという考えもある。利用者は無料で提供される画像の許可申請について、安易に考える傾向があり、料金フリーと著作権フリーは別物であるが、多くの利用者はその点を勘違いしている。

本稿の担当は、博物館における写真貸出業務は展示公開活動の一つと捉えている。当館で収集し、保管している資料を一般県民へ周知し、公開活用する方法の一つとして写真貸出業務は行われている。すべての人が利用できる画像データベースをつくるのが理想である。

近年では、海外から借用依頼もあるが、英語の申請様式が整っておらず、郵送料などの負担についても規定がないため、案件毎に対応している状況である。貸出用画像の整備を進める一方で、現状の取扱要領の変更や整備も一緒に進める必要があるだろう。

また、無料で使用できる画像データベースの整備の一方で、有料化できる貸出については指定管理者への委託業務へ移行できるような条件整備も進めていくことも必要であると考えている。